

## 仕 様 書

名称	20ftコンテナの海上運送
作成年月日	令和4年11月28日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

## 1 適用範囲

本仕様書は、補給業務等における20ftコンテナの海上運送に適用する。

## 2 海上運送

## (1) 時期

令和4年12月14日（水）から23日（金）の間

## (2) 区間

目達原駐屯地から与那国駐屯地

## (3) 所要

20ftコンテナ12本

## (4) 細部要領

ア 目達原駐屯地から与那国駐屯地までの陸上運送及び海上運送については業者計画とする。（目達原駐屯地での役務トラックへの20ftコンテナの積載については官側が実施する。）

イ 石垣港（石垣島）から祖納港（与那国島）の間に限り、台船により20ftコンテナを輸送する。

## 3 その他

## (1) 輸送計画の提出

落札業者は、20ftコンテナの輸送開始1日前（目達原駐屯地から20ftコンテナ搬出する日の1日前）までに石垣港と祖納港の間で使用する台船の諸元、台船への20ftコンテナの積載要領等の詳細を官側に提出する。

## (2) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

## (3) 陸上及び海上運送準備

陸上及び海上運送にあたり、運送に係る各種申請手続きについては業者側が実施する。

## (4) 情報保全処置

本契約において知り得た情報の流失を防止する。

## (5) 不測事態対処

船舶の遅延及び運航が困難な状況が生じた場合には、直ちに報告するとともに代替等の処置を講ずる。

## (6) 別途協議

その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。